指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16449	ジャガー　ＣＢＡ－Ａ－Ｊ12ＬＡ	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門４丁目３番13号
16450	ジャガー　ＣＢＡ－Ａ－Ｊ12ＭＡ	〃	〃
16451	ジャガー　ＣＢＡ－Ａ－Ｊ24ＬＡ	〃	〃
16452	ジャガー　ＣＢＡ－Ａ－Ｊ24ＭＡ	〃	〃

○国土交通省告示第三百六十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15101	ニッサン　ＣＢＡ－Ｇ Ｙ50	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
16002	ニッサン　ＤＢＡ－Ｙ50	〃	〃
16003	ニッサン　ＤＢＡ－Ｐ Ｙ50	〃	〃
16004	ニッサン　ＤＢＡ－ＰＮＹ50	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15065	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＧ１	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
15066	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＧ２	〃	〃
15067	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＧ３	〃	〃
15068	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＧ４	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12250	ホンダ　ＧＢＤ－ＨＡ６	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
12251	ホンダ　ＧＢＤ－ＨＡ７	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16015	マツダ　ＣＢＡ－ＧＨ５ＡＰ	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号
16016	マツダ　ＤＢＡ－ＧＨＥＦＳ	〃	〃
16018	マツダ　ＣＢＡ－ＧＨ５ＡＳ	〃	〃
16021	マツダ　ＣＢＡ－ＧＨ５ＡＷ	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15084	トヨタ　ＤＢＡ－ＡＣＭ21Ｗ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
15085	トヨタ　ＤＢＡ－ＡＣＭ26Ｗ	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12480	トヨタ　ＤＢＡ－ＫＧＣ10	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
12481	トヨタ　ＤＢＡ－ＫＧＣ15	〃	〃
12482	トヨタ　ＤＢＡ－ＱＮＣ10	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十五号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12483	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｍ300Ｓ	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
12484	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｍ310Ｓ	〃	〃
12485	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｍ301Ｓ	〃	〃
15303	ダイハツ　ＡＢＡ－Ｍ312Ｓ	〃	〃

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年四月十四日

中部地方整備局長　富田　英治

名称　国営木曽三川公園

位置　愛知県江南市大字宮田字河原

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年四月十四日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年四月二十八日

○国土交通省告示第三百七十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第三百七十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司